

I 抜本改革先送りの2002年度小型税制改正

片桐 正俊

中央大学経済学部教授

2002年度小型税制改正のポイント

わが国経済の再生と国際競争力の強化を目指す政府の立場からすれば、構造改革と一体で税制の抜本改革がなされなければならないはずである。ところが2002年度税制改正は抜本的なものにならず、小型のものに終わってしまった。その結果、税制改正による国税の増減収は表1に示されるように、170億円の減収にとどまる見通しである。

ところで、2002年度税制改正は何故このように小型にとどまったのか。主な理由として、次の2点をあげることができる。

第1は、小泉内閣が2002年度予算を「改革断行予算」と銘打ち、そのシンボルとして新規国債発行枠30兆円枠を守ったために、景気が悪化しているにも拘わらず大型減収はできず、他方で税

収確保の観点から増税したいが景気に配慮すれば基幹税の抜本改革でそれを果たすことは初めから望みえず、せいぜい発泡酒やたばこの増税を狙ってはみたものの、これも見送られてしまったことによる。要するに財政再建と景気の両にらみが税制改正を萎縮させてしまったのである。

第2は、今まで税制改正の主導権を握ってきた自民党税制調査会が、①政策決定権限の経済財政諮問会議への移行②税収の落込みと国債増発ができなくなったことによる減収財源の枯渇③党税調幹部の長老支配の行き詰まり等によって、税に対する業界や省庁の利害を調整できず、機能不全に陥ったことによる。

さて、小型の2002年度税制改正の中身は何か。主な改正点は、(1)2002年度連結納税制度の導入(2)中小企業の交際費課税の軽減(3)沖縄県に金融特区を創設(4)高齢者マル優の段階的廃止(5)株式譲渡益課税の申告不要制度の創設(6)ストックオプション税制の拡充等である。

表1 平成14年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額(初年度)

1. 連結納税制度(注1)	▲210
2. 中小企業関係税制	▲100
3. その他	+140
合計	▲170

(注) 1. 連結納税制度の導入に伴う税収減については、「3その他」に含まれる企業関連租税特別措置の見直しによる増収も含めると▲30億円の減収と見込まれる。

2. 上記の計数は、精査の結果、今後異同を生ずることがある。

(資料) 財務省「平成14年度税制改正の大綱」

このうち(1)～(3)は法人課税に係るものであり、(4)～(6)は所得課税に係るものである。

以下この順に改正点の概要を説明し、コメントを加える。

● 2002年度連結納税制度の導入 ——

連結納税制度というのは、企業グループ内の各企業の損益を合算して法人税をかける制度のことである。持株会社を中心とした企業合併や分割による機動的な組織再編を促し、国際的な競争力の強化を図るため、租税回避の防止にも配慮しつつ、国際的に遜色のない本格的な連結納税制度を2002年度から導入しようというものである。

この連結納税制度の基本的仕組みは次の①～⑥に要約できる。①適用範囲は国内の100%子会社までとする。②制度の適用は企業グループの選択制とする。③連結グループ各社の事業年度は親会社に合わせる。④連結所得金額及び連結税額は、連結グループ内の各法人の所得金額を基礎とし、所要の調整を加えた上で、連結グループを一体として計算する。⑤連結所得金額に対する税率は、親会社が<イ>普通法人である場合30%<ロ>中小法人である場合22%<ハ>協同組合等の場合23%とする。⑥法人事業税及び法人住民税については、地域における受益と負担の関係などに配慮し、単体法人を納税単位とする。

ただ、連結納税制度を導入した場合、約8,000億円の税収減が予想されるところから、それに対する財源措置として、①連結納税を選択した企業グループの法人税率30%に2%の付加税を上乗せすることにより1,000億円、②子会社の連結前からの繰越欠損金の算入制限により2,500億円、③退職給与引当金の廃止など課税ベースの拡大により4,000億円の増収策を採ることになった。

このため、2002年度税制改正の目玉ともいえ

る連結納税制度の導入は、産業界からは必ずしも手放しで喜べる制度でもないものになってしまった。すなわち、子会社の赤字が少ない企業グループでは、連結納税制度を選択すると、2%の付加税の上乗せがあることから、かえって税負担が増えることもありうる。また、課税ベースの拡大策が採られるため、連結納税を選択しない中小企業などの税負担が増える可能性もある。

財源措置は2年後に見直すことになっているが、折角連結納税制度を導入しても、そのために結果的に利用する企業グループが少なければ、この制度を使って事業の再編を促し成長力や競争力を高めようとする目標が実現できなくなってしまう。

● 中小企業の交際費課税の軽減 ——

交際費等の損金不算入制度について、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人に係る定額控除限度額を300万円から400万円に引き上げる。現在は交際費支出のうち年間300万円までの部分は、8割までが損金に算入できるが、この300万円を400万円に引き上げるというものである。

この措置については、現在4兆円といわれる交際費の利用者はほとんどが大企業である上、非課税額の引き上げもごくわずかなので中小企業支援といっても名ばかりのものになってしまう可能性が高い。

なお中小企業等の支援策としては、同族会社の留保金課税について特例の対象を拡大するとともに、課税留保金額に対する税額を5%軽減する等の租税特別措置も実施されることになっている。

● 沖縄県に金融特区を創設

沖縄振興策の一環として沖縄県が強く求めている「金融特区」を設けることになった。すなわち、沖縄振興特別措置法（仮称）の制定等に伴い、次の①②のような税制上の措置を講ずることになった。①金融業務特別地区（仮称）内において新設された法人のうち、専ら同地区内で金融業または金融関連業務を営むものであって常時使用する従業員が20人以上であること等の要件を満たす認可法人については、その設立後10年間、同地区内で営む金融業または金融関連業務から得られる所得について、35%の所得控除を認める。②その特区において新增設された金融業または金融関連業務用の建物等、機械装置及び特定の器具備品について、取得価格の15%（建物等8%）の特別税額控除を認める。

わが国で金融特区を設けるのは初めてである。米軍普天間基地の代替基地の移設先となっている名護市に進出する金融機関を対象に新規投資に租税優遇措置を採ろうとするものである。米軍基地を存続させるための「対価」といってよい。

● 高齢者マル優の段階的廃止

高齢者向け少額貯蓄非課税制度（マル優）を段階的に廃止することになった。高齢者マル優は、65歳以上を対象に銀行預金、郵便貯金、国債などの利子所得を非課税にする制度で、非課税限度は元本350万円となっている。この制度について、まず2003年1月から新規の預貯金や国債購入への適用を停止し、2005年末に制度そのものを廃止することになった。ただし、障害者や母子家庭、

寡婦への優遇措置は存続させる。

今日高齢化が進み、高齢者に対する財政需要が高まり、世代間の公平性の観点から高齢者にも応分の負担を求める考え方が強まっている。そんな中で、所得・資産のある高齢者までも社会的弱者として一括りに優遇する考え方は受け入れられなくなっており、高齢者マル優の廃止もやむをえないと考える。また財務省の試算では元本350万円の定期預金を1年預けている場合、マル優廃止で生じる税負担は308円だということであり、廃止しても影響は軽微だと思われる。

ただ問題なのは、高齢者マル優廃止は租税特別措置の整理合理化の一環として行われているにも拘わらず、同じく政策減税の柱である生命保険・損害保険料控除の廃止・縮小が見送られた点である。

● 株式譲渡益課税の申告不要制度の創設

株式譲渡益課税について現在個人投資家は源泉分離課税方式と申告分離課税方式のいずれかを選択できるが、源泉分離課税方式が2002年末に廃止され2003年1月から申告分離課税方式に一本化されることになったので、これに合わせて、簡便な納税方法として申告不要制度が創設されることになった。

申告分離課税は本来、株取引で得た利益を投資家が自分で申告し、納税しなければならない。申告納税制度はこの煩わしさを取り除くため証券会社が顧客の株取引に伴う譲渡益を計算し、具体的に源泉徴収するものである。

しかし、申告不要制度は思ったほど納税を簡便化するものではないという批判もある。第1に、この制度では100万円までの株式譲渡益を非課税とする優遇措置などを受ける場合は本人による申告が改めて必要となる。第2に、月毎に税を納める

ので、年前半に利益が出て後半に株式譲渡損が発生した場合、年間では税の払い過ぎになるとその還付を受けるが、それには確定申告が必要になる。第3に、申告不要制度で源泉徴収するのは税率15%の所得税だけで、税率5%の住民税については、個人投資家は別途納税しなければならない。地方税が別納となれば、納税手続の煩わしさは依然残ることになる。

● スtockオプション税制の拡充 ——

特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税の特例制度（ストックオプション税制）に関しては、次の①②のような拡充措置が取られた。①権利行使で自社株を取得した際に、所得税、住民税の課税を繰り延べることができる年間権利行使額の上限を現在の1,000万円から1,200万円に引き上げる。②対象者を親会社の役職員だけでなく親会社が50%超の株式を保有する子会社、孫会社の役職員にも拡大する。

これらは、商法の一部改正による新株予約権制度の施行に伴い講ずる措置である。

● 見送りとなった税制改正案件 ——

(1) 証券税制改革

証券市場の活性化の観点から個人の市場参加を促す期待を込めて、個人が株式取引で得た利益にかかる株式譲渡益課税の軽減を柱とする証券税制改正法が既に2001年11月26日に成立し、30日から施行されている。この新しい証券税制のポイントは、次のa、b、cの3点である。

a. 申告分離課税の見直し

これには次の3つの改正点がある。①源泉分離課税は2002年度末で廃止する。②2003年1月以後に上場株式等を譲渡した場合の税率を従来の26%から20%に引き下げる。③2003年1月以後に上場株式等の譲渡で生じた損失について、翌年以降3年間にわたって繰越控除を認める制度を創設する。

b. 1年超保有上場株式等についての特例

これには2つのポイントがある。①2003年から2005年までの間に1年超保有した上場株式等を譲渡した場合、税率を10%とする。②1年超保有した上場株式等の譲渡所得を100万円まで非課税とする措置の適用期限を2003年3月末から2005年末まで延長する。

c. 緊急投資優遇措置

2001年11月30日以後、2002年末までに購入した上場株式等を2005年から2007年末までに譲渡した場合、購入額1,000万円までの株式等についての譲渡益を非課税とする。

新しい証券税制は保有期間や売却時期に多くの条件が付いていて極めて複雑である。複雑すぎて利用しづらいという批判が早くも出ている。さらに証券市場の活性化のためには株式投資信託の税優遇や配当課税の軽減が必要との声もあったが、2002年度税制改正では見送られた。投資信託は現在基準価格の上昇分の20%が源泉課税されているが、損失の翌年以降への繰り越しを認める等の負担軽減措置が今後の課題となる。

(2) 道路特定財源の一般財源化

2002年度予算案では、法律上使途を道路整備に限定していないが運用上は道路特定財源として扱われてきた自動車重量税のうち2,247億円を一般財源として使うことになった。ただこれは、公共

投資関係費の10%削減方針に沿って道路整備費を削った分を、そのまま一般財源として使うに過ぎないともいえる。

道路財源の約8割を占める揮発油税は、法律で用途を道路整備に限っており、道路整備の財源不足を補うため税率を上乗せしている「暫定税率」の期限が2003年春に切れるので、それとも絡んで2002年度には抜本的な見直しが課題となる。しかし、揮発油税の一般財源化には、道路族議員や地方自治体の反発は必至である。

(3) 発泡酒税率引き上げの見送り

350ミリリットル当たりの酒税はビールが約77.7円で、発泡酒は36.7円なので40円の差がある。これを背景にビール消費量が落ち、発泡酒が3割を突破するようになってきている。税率の低い発泡酒の割合が高まり酒税の税収が減る傾向にあるところから、発泡酒の税率を引き上げビールの税率を引き下げ、両者を同じくしてトータル増収をはかる案が検討されたが、業界の反発を受けて、結局発泡酒増税を断念した。

(4) たばこ税率引き上げの見送り

財政赤字の中での財源探しとして、また医療費負担軽減の財源として、たばこ1本当たり7円の税に1~2円上乗せする案が検討されたが、業界の反対もあり見送りとなった。

(5) 土地税制軽減見送り

不動産売買が行いやすい環境を整え、資産デフ

レを食い止める狙いで、2002年度に①土地譲渡益課税の税率引き下げ(26%→20%)②登録免許税の手数料化③特別土地保有税の廃止④事業所税の減免等の案が検討されたが、大幅な減収を補う代替財源の目処が立たないため、見送りとなった。

(6) 中小企業者の相続税負担軽減見送り

中小企業者が子に事業を引き継ぐ時に事業用資産に相続税がかかる。これが事業継承を阻害している一因だとの認識から、事業用資産の評価額を50%程度非課税にする案が検討されたが、結局見送りとなった。

(7) 法人事業税の外形標準課税化の見送り

法人事業税の外形標準課税化は、不況下での赤字法人課税、中小企業課税となるため、導入が見送られた。

● むすび

以上のように、2002年度税制改正では抜本改革は見送られた。政府は2002年2月頃から税制の抜本改革に着手するとしている。所得税の課税最低限の引き下げや相続税・贈与税の最高税率の引き下げを含めた累進構造の緩和、道路特定財源の一般財源化、金融所得の一括課税などが焦点となる見通しである。(かたぎり まさとし)

